



上天草市被災者支援に関する制度一覧表

※各種制度の詳細については、問い合わせ先へご確認ください。

判定区分（罹災証明）		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先	
もらえるお金	すまいの再建 5つの支援策	リバース モーゲージ	上限額100万円			解体世帯 もしくは 応急仮設 入居者は 左記の金 額と同等 ※ただし、 応急修理制 度を使用し た者を除く。			福祉課 0969- 28-3381
		自宅再建	上限額100万円						
		民間賃貸	一律20万円						
		公営住宅	一律10万円						
		転居費用	一律10万円						
被災者生活 再建支援金	基礎支援 金	100万円	50万円	解体又は長期避難する場合 100万円			※単身世帯の場合は、 それぞれ4分の3相当額 になります。		
	■申請期限：令和8年9月9日まで								
加算支援 金	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円	建設・ 購入100万円 補修 50万円 賃借 25万円			解体又は長期避難する場合 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円			■申請期限：令和10年9月11日まで	
被災者中小企業 再建支援補助金	県内に事業所を有する中小企業者で被災した事業用の施設及び設備の復旧に要する費用を補助 【補助率3/4、上限3億円】						被災中小企業者 補助金受付センター (熊本県) 096- 237-7680		
減免できる制度	後期高齢者医療 保険料の減免	所得に応じて 全額～4分の1	所得に応じて2分の1～8分の1				■ 住宅の評価額及び損害保険等の補填額も減免審査の対象 / ■ 申請期限：令和8年8月10日まで		健康づくり 推進課 0969- 28-3375
	国民年金保険料の 減免	住宅(持家)、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、申請に基づき保険料の支払いが免除							
	各種証明書の 交付手数料の免除	生活再建等に必要各種証明書の交付手数料を免除 (住民票、印鑑証明書、税証明等)						市民課 0969- 28-3368	
借りら れるお 金	生活福祉資金制度	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付						社会福祉 協議会 0969-56-2455	

令和8年5月15日現在